

ただ 町政を質す!!

令和 3 年第 2 回町議会（定例会）一般質問には、5人の議員が登壇し、多岐に渡り白熱した議論が展開されました。※一部要約して記載

一般 質問



竹中 裕志 議員

今後の新型コロナウイルスワクチン接種は

17



佐藤 昇 議員

男女平等、男女共同参画に対する町の考えは？

18



佐藤 登 議員

自治会条例を制定すべきではないか

19



岩澤 武征 議員

小中学生の通院医療費の無料化を

20



阿部 君枝 議員

コロナ感染者等への偏見・差別に対する対応を

21

ここが聞きたい!

一般質問とは？

一般質問は、町の行政全般（一般事務）に関し、執行者所見や疑義について質問できるものです。

質問する議員も、受ける執行機関も十分な時間が必要なことから通告制とし、事前に質問内容を通告することとしています。

本町議会では質問と答弁がかみ合うように、全文通告制がとられています。

再質問からは、一問一答方式が採用されており、回数に制限なく質問時間を一議員 30 分以内としています。

ただ 市政を質す!!

一般質問 竹中裕志議員



問 コロナ禍において、昼夜を問わず奮闘されている医療関係従事者並びに介護・福祉などの業務に携わる皆様に、心から感謝を申し上げます。

2月中旬から待望の新型コロナウイルススワクチンが国の承認を受け、まずは感染症の安全性調査に参加する医療従事者への接種、3月には感染症診療に関わる医療従事者・保健所職員などへの接種を終え、4月からは本格的に各市町村が担う業務の65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などへと、ワクチンの接種が進められていきます。

また本事業は来年までの長期に渡り、これに伴う接種対象者に配布する接種券や案内状等の送付作業など、多種多様な業務対応も急がれます。

そこで次の3点について伺います。

問1 業務の長期化とワクチン接種事業に伴う業務が増すなか、担当職員を強化する考えは。

問 今後の新型コロナウイルスワクチン接種は

答 国の状況により変わる可能性も考えられるが、臨機応変に対応する

また本事業は来年までの長期に渡り、これに伴う接種対象者に配布する接種券や案内状等の送付作業など、多種多様な業務対応も急がれます。

再問 ワクチン接種についての相談等の窓口は。

保険福祉課長 接種の相談については保健福祉課で対応します。

問2 接種場所は、町内の6医療機関と集団接種会場に2施設を予定と聞いているが、新たな会場増設の予定は。また、高齢者など来場が難しい方の対応の考えは。

町内7か所の医療機関と集団接種会場ではげんき21と丸瀬布中央公民館を予定しており、今後は必要に応じて設置をしていきます。

また、接種会場のない白滝地域では会計年度任用職員を配置して、丸瀬布会場までの送迎を予定し、町内高齢者施設の入居者については、施設での接種を予定しています。

通院困難者、訪問医療受診者のほか、実施の詳細については、遠軽医師会や医療機関の連絡会議で方法等を検討していく予定です。

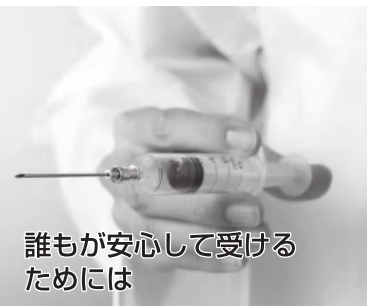
今後は、国の状況によって、臨機応変に対応してまいります。

再問 安国地域の接種会場はどこなのか。

保険福祉課長 安国診療所での接種を考えています。

問3 接種は住所所在地で受けるのが基本だが、近隣市町村と連携した共同接種などの考えは。

町長 住所所在地での接種が基本ですが、居住市町村以外でも接種券の発行を受けて接種可能です。近隣市町村との共同接種の予定はありませんが、接種方法や透析者等の対応などの情報交換をしています。



誰もが安心して受けるためには

一般質問

佐藤 昇 議員



ただ 町政を質す!!

問

ジェンダー平等に対する認識について改めて考えさせられることとなりました。

日本では平成11年6月に「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画を実現させるための柱が示されています。

ジェンダー平等という意識が高まりつつある今日の状況を踏まえ、また東京オリンピック、パラリンピックのホストタウンとしても、政策の展開を内外に示すことは意義があると考えます。

3点について町長の見解を伺います。

1. 基本法第14条では、

問

男女平等、男女共同参画に対する町の考えは？

答

幅広い町民との協働でまちづくりを進めたい

市町村においても「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされていることもあり、今後条例の制定や、参画基本計画を策定する努力をすべきと考えるがどうか。

2. 遠軽町における管理職等の割合は課長等で7.7%となっています。管理職登用に当たっては、一定のキャリアが必要となることは理解しつつも、今後に向けて、管理職に登用できる職場の環境づくりと人材育成を進めながら、段階的に増やしていく努力をすべき

と考えるがどうか。

3. 町が所管する各種審議会、町が委嘱する各種委員会において、可能な限り男女それぞれの比率を40%以上に設定するなど、多様な意見を取り入れる努力をすべきと考えるがどうか。

町長

1. 本町は、令和2年度から令和6年度を策定期間とする「第2次総合計画後期基本計画」において、各種委員への女性の積極的な登用を行い、まちづくりに参画しやすい環境づくりの推進に取り組む、だれもがはたらくしやすい仕事と仕事以外の生活の調和の中から性別や年齢に関係なく幅広い町民と協働するまちづくりを進めていることから、今のところ条例の制定や、参画基本計画を策定する考えはありません。

2. 女性の管理職を増や

し、多様性のある組織を作ることは女性の視点によるきめ細やかな政策の実現や、行政サービスの質の向上のためにも重要であると考えています。人材育成は、「人材育成基本方針」に基づき性別にかかわらず取り組んできました。

また本年4月1日の採用予定者11名のうち女性は7名で、6割を超えています。

女性職員の管理職登用は、人材育成や確保の取り組みを引き続き実施することで適切に登用していきます。

3. あらゆる分野に参画できる機会を確保するため、柔軟性を持って対応したいと考えています。



バランスのとれた人材の活用を

ただ 町政を質す!!

一般質問

佐藤 登議員



問 現在の自治会は、活動と運営に支障をきたしているのが実態であり、そのおもな要因は次の通りと考えられます。

- ・ 災害発生時における自治会と町の分担連携が明確化されていない。
- ・ 自治会の福祉委員と町の福祉関係者との分担連携が明確化されていない。
- ・ 自治会の活動に無関心な世帯が増加傾向にある。
- ・ 自治会役員の成り手不足が深刻化している。
- ・ 短期転勤者、アパート住居者、単身者等の加入率が低い傾向にある。
- ・ 地方部、農村部におい

て少子高齢化と過疎化が進行しており、自治会活動が困難になっている。

これらの現状をふまえて次の点について質問します。

問1 自治会と行政の分担役割を明確にした条例を制定すべきではないか。

問2 自治会活動の負担を軽減するため次の2点を改善すべきではないか。

- ① 生活安全灯は、町が設置と維持管理を行うべきではないか。
- ② 広報えんがると議会だよりは、冊子が必要とする希望者に、郵送その

問	答
<p>自治会条例を制定すべきではないか</p>	<p>住民の民主的な運営であり、制定は考えていない</p>



時代とともに自治会の在り方に変化も

他の手段で直接配布すべきではないか。

町長
答1 地域住民の民主的な運営によるところが本来の自治会組織のあるべき姿でありますことから、町として条例を制定する

考えはございません。

答2
① 自治会が今日まで生活向上をめざして活動されてこられたことからするとデメリットになりませんので、従来通りの対応を考えております。

② 当面は、現在の方法によりますが、住民のニーズ調査等を実施し、今後配布方法について検討してまいりたいと考えております。

質問、答弁は要約されています。

議会だよりでは質問・答弁の内容を議員それぞれが要約したものを載せております。質問・答弁の全文については、スペースの都合から載せることが出来ませんが、詳しくお知りになりたい方は遠軽町議会事務局へお問い合わせください。

なお、全文記載の会議録ができあがるまで、当該議会が終了後、約3か月かかります。

一般質問

岩澤武征 議員



問

小中学生の通院医療費の無料化を

答

通院医療費を無料化する考えはありません

問 町の将来を担う子どもたちの健全な成長はみんなの願いです。全道的に見ても、小学生から中学生までの入・通院費を負担する自治体が134町村中123町村で92%に、高校生まで拡大している町村も68で51%になっています。

子どもの成長発達に自治体が責任を持つ、社会全体で子どもの成長を見ていこうというのは当たり前になっていきます。だからこれだけ多くの町村が入院・通院について負担しています。遠軽町の少子高齢化の進行は予想以上です。

5年前の0歳児は151人ですが、令和2年12月末では86人です。二桁になったのは初めてです。

子どもの減少という実態を考えれば、町の将来が心配です。子どもたちの命を守ることが町の運営の基本中の基本ではないかと考えます。

子どもたちの通院に不安なく、親がしっかり子育てできる環境づくりをしていただきたい。

町長 地域の实情に応じた行政サービスを限られた財源の中で行っており、学校教育などを通してさまざまな子育て支援をし

ているところであります。町としては通院医療費を無料化する考えはありませんが、中学生までの入院に対する助成を引き続き行ってまいります。

国保世帯の子どもの均等割の負担軽減を
答 町独自の減免制度を導入する考えはない

問 収入のない子どもに負担を強いる均等割は、「能力に応じて負担する」という税の原則に反するものです。この問題は以前から全国知事会や市長会など地方6団体が、子育て支援の観点から軽減措置を実施するよう求めていたものです。

厚生労働省は、未就学児の均等割について令和4年度から公費負担する方針を決定しました。均

等割を子どもに負担させる合理性がないことを国が認めたものです。遠軽町の国保に加入する世帯の小中学生は220人、高校生は82人です。町として負担できない金額ではありません。町独自で実施できませんか。

町長 国の方針により法定外の繰り入れは認められていないことから、不足が見込まれる財源を確保することができないことになっております。

子ども均等割の減免を実施している旭川市においても、令和6年度までに段階的に廃止の見込みという事です。

子育て支援策については、子どもが生まれてから高校卒業まで行政サービスを行っているところであり、町独自の減免制度を導入する考えはありません。

ただ 町政を質す!!

町政を質す!!

町政を質す!!



様々な施策による子育て支援の議論を!

町政を質す!!

町政を質す!!

ただ 町政を質す!!

一般質問

阿部君枝議員



問 新型コロナウイルスに感染した人やその家族に対する差別によって、深刻な人権侵害が起きています。

特に地方は感染者が目立ちやすく差別などを受けやすい傾向にあり、医療従事者が中傷されたり、子どもを保育園に登園させないよう求められたりとの報道もありました。

医療従事者以外でも、介護施設、保育所、スーパー、トラック運送、清掃など私たちの生活はこういった方々により支えられています。

こうした方々に対して、感染に関する誤解や偏見

に基づく差別を行うことは許されません。

しかしながら、職場の人間からの露骨な嫌がらせなど、偏見・差別に苦悩している町民が存在しており、町として有効な支援策が必要と考えます。町長の見解を伺います。



いわれない差別や偏見、誹謗中傷は許されない

問

答

コロナ感染者等への偏見・差別に対する対応を

いじめ防止に向けた啓発を引き続き周知を図る

町長 新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、感染への不安や恐れから、感染された方々や医療・介護事業者をはじめ、その家族等に対するいわれない差別や偏見、誹謗中傷などの事例があったと聞き及んでおります。

感染症の個人情報保護は法律等においても規定されているところであり、このような心ない行為は、決してあってはならず、許されるものではありません。

町では、昨年の4月より数回にわたり、広報瓦版やホームページなどに

より、いじめ防止に向けた啓発を強く重点的に行っており、引き続き周知を図ってまいります。

問 行政文書の押印廃止に向けての取り組みを。

答 全庁的な見直しに着手する。

問 国は、「どうしても残さなければならぬ手続きを除き、速やかに押印を見直す」との考えの下、約一万五千の行政手続きのうち「99・247%」手続きで押印を廃止できると明らかにしました。

また、「存続する相当

部分は印鑑登録されたものや銀行の届け出印など、そういうものが今回は残る」と説明され、「デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるだろう」との見通しを示されました。

これらを踏まえ、我が町の行政文書においても、何と何が廃止できるかを判断しリストの洗い出しすべきと考えます。取り組み状況を伺います。

町長 国の動きを受け、押印のあり方を見直すことで、町民等の負担を軽減し、利便性が図られ、行政サービスの向上につながることから、先般、全庁的な見直しに着手することと致しました。